

長生村下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長生村下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する際の取扱いに関し必要な事項を定め、デザインの適切な活用を図ることにより、下水道に対する理解と関心を高め、イメージの向上に寄与することを目的とする。

(デザインの定義)

第2条 この要綱の対象となるデザインは、別図のとおりとする。

(デザインの権利)

第3条 デザインに関する一切の権利は、村に属する。

(使用の許可等)

第4条 デザインの使用を申請する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ長生村下水道用マンホール蓋デザイン使用許可申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を村長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 個人で楽しむ範囲で使用するとき。
- (2) 国、県、村及びその関係機関が公用で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が非営利の目的で情報発信をするために使用するとき。
- (5) 村が発注する事業において使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に認めたとき。

2 村長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかにその可否を決定し、長生村下水道用マンホール蓋デザイン使用許可・不許可通知書（別記第2号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定によるデザインの使用の許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第5条 デザインの使用期間は、1回の申請につき原則1年以内であって村長が定める期間とする。ただし、当該期間経過後であって前条2項の規定によりデザインの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が作成した印刷物等に残余が生じた場合等、その理由により村長がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。

(使用料)

第6条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用許可の制限)

第7条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しないものとする。

- (1) 村の信用又は品位を傷付け、又は傷付けるおそれがあるとき。
- (2) 村の下水道のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想又は宗教活動に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (7) 特定の個人等の売名に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が使用について不相当と認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインの使用の許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 村で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用することとし、デザインの改変等を行って使用してはならない（村長が変更を認めた場合を除く。）。ただし、単色での使用は、認めるものとする。
- (3) 当該使用許可に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、継承し、又は転貸しないこと。
- (4) 第4条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (5) デザインを使用する物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理監督すること

(使用の報告)

第9条 使用者は、デザインを使用して製作物を作成したときは、速やかに作成した物品の完成品を1部村長に提出しなければならない。ただし、作成した物品の提出が困難であるときは、その形状等の分かる写真をもって、製作物の提出に代えることができる。

(使用許可の変更等)

第10条 使用者は、デザインの使用の許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ長生村下水道用マンホール蓋デザイン使用許可変更申請書

(別記第3号様式)を村長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかにその可否を決定し、長生村下水道用マンホール蓋デザイン変更使用許可・不許可通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

3 前項の許可の基準については、第7条の規定を準用する。

(使用実績の報告)

第11条 使用者は、デザイン使用期間満了後は、速やかに長生村下水道用マンホール蓋デザイン使用実績報告書(別記第5号様式)を村長に提出しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 村長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用の許可(第10条の変更の許可をしたときは、当該変更に係る許可)を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

(1) この要綱の定める事項に違反していると認められるとき。

(2) 第4条第3項の規定により付された条件に違反していると認められるとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたと認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、村長が使用について不相当と認めるとき。

2 村長は、前項の規定により、使用の許可を取り消したときは、長生村下水道用マンホール蓋デザイン使用許可取消通知書(別記第6号様式)により使用者に通知するものとする。

3 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る製作物をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 村長は、許可を取り消された者に対してデザインを使用した製作物の回収を求めることができる。

5 使用の許可を取り消された者が、取消しによって損害を受けることがあっても、村は、その賠償の責めを負わない

(損害賠償)

第13条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより村に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(権利設置の禁止等)

第14条 使用者は、デザインについて、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠の登録、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

2 この要綱によるデザインの使用の許可は、使用者が独占してデザインを利用する権利を与えるものではない。

3 この要綱によるデザインの使用の許可は、使用者又は作成された物品等について村が推奨するものではない。

(第三者に対する許可)

第15条 村長は、使用者に係る作成した物品と同一又は類似の物品等について当該使用者以外の者から長生村下水道用マンホール蓋デザイン使用許可申請書の提出があったときは、当該申請に対して許可をすることができる。この場合において、使用者は、当該許可について異議を申し出ることはできない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。

別図（第2条関係）

名称	図柄
鶴と亀（カラー）	 A circular color illustration featuring a white crane on the left and a green turtle on the right, both facing each other. In the center is a circular symbol with a black and white geometric design and the Japanese characters 'おすい' below it. At the bottom, a yellow banner contains the characters '長生' (Chōsei). The background is blue with a pattern of white waves.
鶴と亀（モノクロ）	 A circular monochrome illustration of the same crane and turtle scene as above. The central symbol and the banner with '長生' are also present. The background consists of a black and white wave pattern.